

2021年1月14日

各位

**Kolon Life Science 社とのライセンス契約に関する
仲裁判断のお知らせ**

田辺三菱製薬株式会社（本社：大阪市、代表取締役社長：上野 裕明、以下「田辺三菱製薬」）は、Kolon Life Science 社（本社：韓国 ソウル市、以下「KLS 社」）とのライセンス契約に関し、2018年4月に、KLS 社を相手方として、国際商業会議所（以下、ICC）国際仲裁裁判所（仲裁地：ソウル）に、契約締結一時金の返還等を求める仲裁の申立てを行ってまいりました。

2021年1月11日、ICC 国際仲裁裁判所より上記仲裁に係る仲裁判断を以下の通り受領しました。

■ 仲裁判断の要旨

仲裁廷は、KLS 社に対し、当社へ、契約一時金相当である 25 億円（およびその利息金）、損害賠償として約 1.3 億円（およびその利息金）、仲裁費用約 790 万 US ドルを支払うよう命じました。

■ 今後の見通し

本仲裁判断の詳細な内容を精査し検討いたします。業績への影響に関しては、今後、影響があればその時点でお知らせいたします。

田辺三菱製薬株式会社 広報部

（お問合せ先） 報道関係者の皆様

TEL : 06-6205-5119